平成２７年（フ）第２３３号
佐賀県多久市東多久町大字別府5273番地１
市営東多久駅前団地　Ｂ41号
債務者　隅川　達彦
１　決定年月日時　平成27年９月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　東島　浩幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月17日午前９時45分
５　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７４号
茨城県北茨城市磯原町上相田811番地の59
債務者　有賀　浩之
１　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　茂木　博男
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月21日午前10時
５　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第１７９６号
愛知県日進市香久山４丁目201番地２　13棟403
債務者　小松　弘和
１　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大林　哲也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月14日午前10時
５　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１００１号
堺市中区深阪２丁７番17号、申立時の住所堺市中区深阪2376番地２
債務者　田中君子こと　張　君子
１　決定年月日時　平成27年10月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松原　浩晃
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月14日午前11時
５　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７７５号
京都市左京区上高野東山108番地
債務者　和田　悦子
１　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤田　正樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月13日午前11時45分
５　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１９２号
岐阜県岐阜市東鶉３丁目54番地１　グランシャリオ601号室
債務者　山内　生成
１　決定年月日時　平成27年10月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平野　徹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月15日午前10時
５　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第３７２０号
大阪府豊中市三和町３丁目９番15号、前住所大阪府豊中市大黒町１丁目２番７号
債務者　生田　充彦
１　決定年月日時　平成27年10月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三村　雅一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月18日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７号
岐阜県高山市岡本町１丁目240番地23
債務者　遠藤久美子
１　決定年月日時　平成27年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中屋　利洋
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月18日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２７年（フ）第１５３号
北海道河東郡音更町木野東通４丁目４番地
Ｋ＆Ｋコーポラス Ｊ101号室
債務者　山谷　博哉
１　決定年月日時　平成27年10月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山口　耕司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月21日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２３０号
函館市富岡町１丁目36番15号　コーポ山腰201号
債務者　太田　浩章
１　決定年月日時　平成27年10月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２３６号
函館市杉並町13番４号
債務者　西谷美千江
１　決定年月日時　平成27年10月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２４０号
函館市深堀町13番６号
債務者　三上冨美子
１　決定年月日時　平成27年10月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２６０５号
大阪市西成区岸里東１丁目23番４号　セザール天神ノ森　203号
債務者　阿波野勝哉
１　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９４３号
大阪市平野区加美東６丁目11番30―606号、前住所大阪府東大阪市渋川町３丁目12番５号
㈱寺坂合金
債務者　伊東　茂保
１　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９９２号
大阪府門真市末広町27番15―202号、前住所大阪府門真市岸和田３丁目33番７号
債務者　高島田孝こと　髙島田　孝
１　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２６６号
大阪市住之江区西住之江３丁目10番27号
債務者　吉田万佐美
１　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５７３号
大阪府寝屋川市池田西町３番９―102号
債務者　岡崎　幸造
１　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部